

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

（収益認識に関する注記）

**第八条の三十二** 顧客との契約から生じる収益については、財務諸表

提出会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び財務諸表提出会社が当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点を注記しなければならない。

2 前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

〔条を加える。〕

改 正 前

（無形固定資産の範囲）

**第二十七条** 次に掲げる資産は、無形固定資産に属するものとする。

〔一～十一 略〕

十二 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで、次号及び第十四号に掲げるものである場

（無形固定資産の範囲）

**第二十七条** 〔同上〕

〔一～十一 同上〕

十二 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで及び次号に掲げるものである場合に限る。）

合に限る。)

〔十三・十四 略〕

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

〔一・九 略〕

リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで、次号及び第十二号に掲げるものである場合に限る。）

〔十一・十二 略〕

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第五十四条の四 〔略〕

〔項を削る。〕

〔一・九 同上〕

リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで及び次号に掲げるものである場合に限る。）

〔十一・十二 同上〕

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第五十四条の四 〔同上〕

2) 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金を相殺しないで表示している場合 その旨及び当該工事損失引当金に対応する当該たな卸資産の金額

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 〔同上〕

〔十三・十四 同上〕

)

二 前項の規定により同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を表示している場合 相殺している旨及び相殺表示したたな卸資産の金額

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

3|| 第十七条第二項の規定は、前項第二号に規定するたな卸資産について準用する。

4|| 第二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(売上高の表示方法)

第七十二条 売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもつて掲記

しなければならない。

第七十二条 売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号の項目を示す名称を付した科目及びその控除科目としての第二号の項目を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

一 総売上高（半製品、副産物、作業くず等の総売上高及び加工料

収入その他の営業収益を含む。）

二 売上値引及び戻り高

〔2・3 同上〕

(割賦販売売上高の表示方法)

第七十三条 割賦販売による売上高が売上高の総額の百分の二十を超える場合には、当該名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

第七十三条 削除

**備考** 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。